

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※ 条項に(ロング)、(ミドル)、(スプリント)、(リレー)とある場合、

当該条項は、該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 一般的な規則

第1条 規則の適用

1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟（以下、日本学連と略す）が主催する、日本学生オリエンテーリング選手権大会（以下、インカレと略す）に適用される。

1.2 すべての選手登録者、選手を支援する者（以下、チームオフィシャル）、競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は、この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は、この規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を、当該インカレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は、要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合、この規則に定める内容を不適用とする際は、イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし、理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは、次の8つの競技部門を設ける。

男子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門

女子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門

男子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門

女子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門

男子スプリント：個人スプリント競技部門

女子スプリント：個人スプリント競技部門

男子リレー：3名のリレー競技部門

女子リレー：3名のリレー競技部門

2.2 インカレは、すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 (廃止)

2.5 インカレは、すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者、男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者、男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。

3.2 インカレの日程と正式名称は、原則として次のとおりとする。

秋インカレ（8月～12月）：ロング、スプリント

春インカレ（1月～3月）：ミドル、リレー

3.3 インカレは、開会式、閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

4.1 選手権競技者は、以下のすべての条件を満たす。

- ・日本学連の加盟員であること
- ・初めて日本学連に登録した年度から数えて4年以内
- ・年齢は当該年度3月31日現在29歳未満

4.2 各加盟校及び各準加盟校（以下、各校と略す）は、選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は、男子60名、女子30名とし、

別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ロングの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは、選手登録名簿に記載された者により構成される。但し、男子リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャルを同行させることができる。各校は、チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。

男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

4.8 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

5.1 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付あるいはWebサイトにて公開あるいはメールにて送付する。

5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。

要項1（6カ月前）：

開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域

要項2（4カ月前）：

日程、トレインの概要、地図に関する情報（縮尺、等高線間隔、走行可能度表示）、トレインの標高（コースの15%以上が1,200mを超える場合のみ）、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日、申込用紙

要項3（2週間前）：

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

6.1 インカレの申し込みは、所定の用紙によって、要項2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。(ロング、ミドル、スプリント)

6.2 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。

6.3 (廃止)

(リレー)

6.4 リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時まで提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

7.1 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

7.2 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、実際の競技におけるテレインのタイプ、地図の質、コントロールの置かれる特徴物、コントロール器具の設置状態、給水コントロールの設置状態、誘導区間のそれぞれの状況がわかることが望ましい。

7.3 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、スプリント)

8.1 ロング、ミドル、スプリントのスタート抽選は、イベントアドバイザーの元で、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。

8.2 ロング、ミドル、スプリントにおいては、スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、競技開催1カ月前までに理事会が決定する。シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。

8.3 ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。スプリントは少なくとも1分間はとるものとする。

8.4 (廃止)

8.5 (廃止)

8.6 (廃止)

(リレー)

8.7 リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

(リレー)

8.8 リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

9.1 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。

9.2 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。

リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

10.1 各校は、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。

10.2 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

11.1 各競技部門6位までを表彰する。

11.2 参考記録の者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

12.1 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。

- ・大会実施報告
- ・スタート順と公式成績
- ・イベント・アドバイザーの報告
- ・将来への提言

12.2 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

13.1 テレインは、インカレのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

13.2 特定の競技者が有利になることがないように、インカレ以前には出来るだけ長い期間、オリエンテーリングに使用されていないものとする。

第14条 コース

14.1 インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟(I O F)の『コース設定の原則』に従う。

14.2 コースの水準は、インカレに適格でなければならない。

14.3 コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。

14.4 コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル・ロング)

14.5 男子コースと女子コースは、可能な限り別のコントロールを用いる。

14.6 (廃止)

14.7 選手権以外のコースがある場合、可能な限りコントロールは別のものを用いる。

14.8 リレーでは、コントロールは分割され、チームごとに別々に組み合わせられる。全チームが順番は異なっても、全体としては同一のコースを回る。テレインとコースのコンセプトが許す場合、各走区の距離を変えることができる。全チームは、異なる距離の走区を同じ順番で走らなければならない。

14.9 個人競技種目においてはコントロールを各選手毎に異なるように組み合わせることが出来る。但し、全選手は全体としては同じコースを走らなければならない。(バタフライ)

14.10 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条 (廃止)

第16条 (廃止)

第17条 距離と登距離

17.1 コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー(各競技者)	30-50分	30-45分
リレー(合計)	120-150分	110-135分

17.2 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを経由してフィニッシュまでの直線距離で示される。但し、物理的に通過不能な障害物(高いフェンス、湖、通れない崖等)、立ち入り禁止区域および誘導区間は、迂回した距離で測定する。

17.3 コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。

17.4 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定される。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定される。

17.5 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

第18条 地図

(ロング、ミドル、リレー)

18.1 地図はJ O Aの『日本オリエンテーリング地図図式』に適合したものを使用する。特別な表記の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

これらの変更点は、要項3に明記される。

(スプリント)

18.2 スプリントの地図はJ O Aの『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』に適合したものを使用する。

18.3 地図印刷後に生じたトレイン内の変化のうち、競技に影響を与えるものは、地図上で修正される。

(ロング)

18.4 ロングに使用する縮尺は1万5千分の1で、等高線間隔は5mとする。トレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(ミドル、リレー)

18.5 ミドル、リレーに使用する縮尺は1万分の1で、等高線間隔は5mとする。トレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(スプリント)

18.6 スプリントに使用する縮尺は4千分の1または5千分の1で、等高線間隔は2mまたは2.5mとする。トレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

18.7 競技に影響を与える恐れがあり、かつ、地図からは読み取れないトレイン内のコンディションについては、遅くとも要項3で発表される。

18.8 競技用地図は、水分や損傷に耐えるように両面が保護される。

18.9 競技に使用するトレインに過去のオリエンテ

リング地図がある場合、これらの地図は、競技に先立ってすべての加盟校及び準加盟校に公開される。

18.10 競技当日は、主管者の許可が出るまでは選手登録者及びチームオフィシャルが競技区域のいかなる地図を利用することも禁止する。

第19条 地図上でのコースの表記

19.1 競技用地図は、以下のように表記される。

- ・オリエンテーリングの開始地点は、正三角形(1辺7mm)。

- ・コントロールは、円(直径6mm)。

- ・フィニッシュは、2重同心円(直径5mmと7mm)。

- ・誘導区間は、破線。

19.2 三角形、及び、円の中心は特徴物の正確な位置を示す。コントロールフラッグが特徴物の周囲に設置される場合でも、特徴物を中心として印刷される。

19.3 コントロールは、回る順番を指示するために、南を下にして正立された数字によって示される。

19.4 誘導区間がある場所を除き、三角形と円は、直線により、順番に結ばれる。コントロールの円とそれを結ぶ直線は、重要な地図上の表現を見えにくくする場合には、部分的に直線を切ったり、細く描いたりすることができる。

19.5 誘導区間は、すべて地図上に示される。誘導区間の終端から再びオリエンテーリングを開始する場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールが直線で結ばれる。

19.6 コース印刷においては、透明な赤紫色、あるいは赤色を使用する。

第20条 その他の追加表記

20.1 危険回避のための立ち入り禁止の範囲は、斜めクロスハッチングをする。その他の理由による立ち入り禁止の範囲は、垂直ハッチングをする。外郭線は以下のように表記される。

- ・現地でテープなどが連続して表示される場合は、実線。

- ・現地でテープなどが間隔をおいて表示される場合は、破線。

- ・現地で表示のない場合は、外郭線を記入しない。

20.2 通行禁止のルート(自動車道など)は、×の連続で表す。

20.3 外向きの2つの括弧(は、コースに関する重要通過地点、経路(例:渡河地点、道の下トンネル)を示すのに用いられる。

20.4 追加表記の色は、コースと同一の色とする。

第21条 コントロール位置説明

21.1 コントロールの位置説明は、J O Aの『コントロール位置説明仕様』に従って作成する。

21.2 コントロール位置説明表は、地図の表面に貼付されるか、印刷される。

(ロング、ミドル、スプリント)

21.3 コントロール位置説明表は、スタート枠にて配布される。また、事前に配布される位置説明表の大きさを公表するのが望ましい。

21.4 (廃止)

(リレー)

21.5 リレーで使用されるすべてのコントロール位置説明の一覧は、リレー前日の代表者ミーティングが始まるまでに参加各校の代表者に配布される。但し、コントロールのつながりについては表示されない。

第22条 現地における表示

22.1 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。

22.2 立ち入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第23条 コントロールの設置と器具

23.1 すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。

23.2 コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30cmで、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。

23.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。

23.4 コントロールは、互いに30m以内に近接して設置してはならない。さらに、特徴物が同じコントロールは、互いに60m以内に近接して設置してはならない。

23.5 コントロールは、その場所に競技者がいるかいないかで難易度が変わらないような場所が望ましい。

23.6 すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。

23.7 コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。十分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

23.8 コントロール役員を置く場合は、コントロールを通過した競技者のナンバー、及びチェックした時刻を記録する。また、コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

23.9 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所には、飲料水が用意される。

第24条 パンチングシステム

24.1 使用するパンチングシステムは、主管者の判断にゆだねられる。

24.2 (廃止)

24.3 (廃止)

24.4 コントロール通過証明がされていない、あるいは判別できない場合、(ユニットの不調など競技者の過失でなくても)この競技者は失格となる。但し、バックアップにより通過が証明された場合は、失格とならない。

24.5 電子パンチを用いる場合には、バックアップシステムを用いなければならない。

第25条 スタート

(ロング、ミドル、スプリント)

25.1 ロング、ミドル、スプリントはプレスタート方式とすることができる。この場合、競技者がスタートへゆっくり走って行って間に合うようにプレスタートを設定する。

(ロング、ミドル、スプリント)

25.2 競技者はスタートと同時に自分で地図を取る。

(リレー)

25.3 リレーでは、第1競技者はスタートと同時に、以降の競技者はスタート後の地図の支給地点で、自分で

地図を取る。

25.4 正しい地図を取るのは、競技者の責任である。

主

管者は、競技者が他の競技者によって妨げられることなく地図を取るように配慮し、競技者が間違った地図を取らないように充分注意する。

25.5 すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

25.6 オリエンテーリングの開始地点は、地図上で三角のスタート記号で示される。現地にはコントロールフラッグを置く。

25.7 オリエンテーリングの開始地点は、地図面あるいは先行する競技者のルート選択が、スタート前の競技者その他に見えないような場所に設定される。必要に応じて、スタートからオリエンテーリングの開始地点までを誘導区間とすることができる。

25.8 競技者が自己の責によりスタートに遅刻した場合、到着次第すぐにスタートすることができる。この場合、正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時される。主管者は、正規にスタートする競技者に影響を与えないように、いつスタートさせるかを定めることができる。

25.9 主管者の責により競技者が遅刻した場合、競技者は、新しいスタート時刻を与えられる。

(リレー)

25.10 リレーでは、次競技者は引継を受ける3分以上前に、前競技者が近づいたことを告知される。但し、主管者は告知に問題があっても責任を負わない。

(リレー)

25.11 リレーにおいて、次競技者への引継は、指定された区域(チェンジオーバーエリア)で、両競技者の接触により行う。

(リレー)

25.12 リレーにおいて、運営を円滑に行うために、未出走の競技者をマススタートで出走させることができる(リスタート)。

第26条 フィニッシュ

26.1 計時線は、フィニッシュへの走路に対して直角とする。

26.2 計時線は、競技者が遠くから識別できるようになっていなければならない。

26.3 計時線を通過した競技者は、通過証明が記録されたものをフィニッシュ役員に手渡す。

リレーでは、地図とコントロール位置説明表も手渡す。

26.4 フィニッシュ閉鎖時刻は、事前に発表される。

26.5 フィニッシュ地点には、救護所を置く。

第27条 計時と順位

27.1 フィニッシュ時刻は、計時線のところで計られる。

その時刻は、競技者の胸が計時線を横切った時刻、あるいは競技者が計時線上でパンチした時刻とする。計時は秒単位まで行う。秒以下については切り捨てる。タイムは、時・分・秒、あるいは、分・秒のどちらかで表示される。

27.2 コントロールを抜かした場合(あるいは、間違ったコントロールをチェックした場合)、また、指定された以外の順番でコントロールを回ったことが判明した場合には、競技者は失格となる。

(ロング, ミドル, スプリント)

27.3 2人以上の競技者が同タイムの場合, これらの競技者は同順位となる。成績表・報告書の中で彼らは同順位となるが, スタート順に並べられる。また, この場合次の順位は空位とする。

(リレー)

27.4 リレーでは, チームの全競技者の合計タイムがそのチームの成績となる。チームの順位は, 最終競技者のフィニッシュした順番により決定される。着順判定員が順位判定を下す。同着はない。

27.5 リスタートをしたチームは参考記録とする。

27.6 競技時間は, ロングでは2時間30分まで, ミドルでは1時間40分まで, スプリントでは40分までとする。この時間を越えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

この時間を越えたチームは失格とする。

第28条 服装と用具

28.1 主管者が定めない限り, 服装の選択は自由である。

28.2 ナンバーカードは, 競技中常にはっきり見えるようにして, 胸と背中に着用する。ただし, ミドル, スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは, 25×25cmを越えないものとする。数字は, 最低でも10cm以上の高さが必要である。

28.3 競技中は, コンパス, 時計と, 主管者から支給された地図, コントロールカード, コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第29条 競技上の公正

29.1 インカレに関与するすべての者は, 公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は, 他の競技者, 役員, 報道関係者, 観客, テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。

29.2 主管者は, イベントアドバイザーの同意を得て, 前もって競技を行うテレインの位置を公表するとともに, 立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合, すべての役員は, 大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。

29.3 選手登録者及びチームオフィシャルは, 競技を行うテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは, 禁止される。

29.4 競技中は, 以下の行為を禁止する。

- ・ 外部からの助力を得ること
- ・ 共同で走り, 方向決定を行うこと
- ・ 故意に他の競技者を追走し, その競技者の能力を利用しようとする
- ・ 他の者から情報を得ようとする

29.5 競技者は, 一度計時線を越えたら, 主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。

29.6 棄権した競技者は, フィニッシュを必ず通過しなければならない。また, この者は, 決して競技に影響を及ぼしてはならない。

29.7 あらゆる種類の移動手段の利用は, 禁止される。

29.8 参加者及び主管者は, 競技を妨害してはならない。

29.9 インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は, 失格となる。

29.10 主管者は競技の公平性を尊重する立場から, 参

加者に対し, 必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を29.11に設ける。

29.11 インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピング検査を実施する場合, 要項2(4ヶ月前)でドーピング検査実施の可能性を示し, 要項3(2週間前)でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第30条 インカレ実行委員会

30.1 インカレは, インカレ実行委員会が主管する。

30.2 インカレ実行委員会は, 当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第31条 秘密保持

31.1 主管者, イベント・アドバイザー及びその補佐, その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第32条 経費

32.1 インカレ運営に関する経費は, 主催者が支出する。

32.2 主催者は, 参加者から参加費を徴収することができる。

第33条 裁定委員会

33.1 裁定委員会は, 異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は, 理事会が指名し, 競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は, 大会組織に参与してはならない。

33.2 裁定委員会の審議には, イベントアドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。

33.3 裁定委員会は, 大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は, 3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには, 理事会は代理を指名しなければならない。

33.4 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第34条 イベントアドバイザー

34.1 イベントアドバイザーは, 日本学連を公式に代表し, 主管者に対して派遣される。

34.2 イベント・アドバイザーは, 技術委員会の助言のもとに, 技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は, 当該インカレの1年前までに行われる。

34.3 イベントアドバイザーの主な任務は, インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また, 必要のある事項については技術委員会との協議を行う。

34.4 イベントアドバイザーは, インカレが適正に行われるように, 少なくとも以下の任務を遂行する。

- ・ 要項の内容を確認すること
- ・ 会場, テレインの適格性を確認すること
- ・ スケジュール全体(宿泊, 食事, 輸送, 日程, 費用, トレーニングの機会)を確認すること
- ・ スタート, フィニッシュ, チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
- ・ 計時システムの信頼性と正確性を判断すること
- ・ 地図が規定に合致しているか確認すること
- ・ 地図の正確さ, 作図, 印刷の妥当性を確認すること
- ・ コースの適格性(距離, 競技時間, 難易度, コントロール位置と設置状態, 偶然性の排除など)を確認すること
- ・ リレーにおいては, コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
- ・ コントロール位置説明が適切かどうか確認すること

- ・式典が適切かどうか判断すること
- ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること
- ・運営組織、人事、会計及び競技運営全般を確認すること

34.4 インカレ開催中、イベントアドバイザーは、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。

- ・主管者に対して助言を与えること
- ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること

34.5 イベントアドバイザーは、以上の他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。

34.6 イベントアドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベントアドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベントアドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

34.7 (廃止)

第35条 報告

35.1 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。

- ・公式成績
- ・各競技部門のコース図および全コントロール図
- ・その他必要と思われる資料

35.2 イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。

35.3 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。

第36条 メディア・サービス

36.1 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。

36.2 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第37条 改正

37.1 本規則の改正は総会の議決による。

第38条 施行

38.1 本規則は2004年4月1日より施行する。

38.2 本規則は2004年11月8日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2004年11月6日 改正

2005年11月7日 改正

2007年4月1日 改正

2008年3月10日 改正

2009年11月22日 改正

2015年3月9日 改正

2016年3月14日 改正

